

# 源泉所得税の改正のあらまし



## 日チリ租税条約関係



平成 28 年 12 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。  
国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!  
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約」(以下「租税条約」といいます。)が平成 28 年 12 月 28 日に発効し、源泉所得税については平成 29 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。

これまで、我が国とチリ共和国の間では租税条約は存在しませんでした。両国の緊密化する経済関係を踏まえ、新たに租税条約が締結されました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、租税条約やこのパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 28 年 12 月 28 日現在の法令等に基づいて作成しています。

## 1 配当、利子、使用料について、源泉地国における課税が軽減されました。

租税条約では、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料について、これらの所得が生じた締約国(以下「源泉地国」といいます。)における限度税率が、次のとおり規定されました。

### 【配当】

租税条約では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対する限度税率は、配当の受益者が、その配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 6 か月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権の 25%以上を直接に所有する法人である場合には 5%、その他の全ての場合には 15%とされました。

なお、配当の受益者が、相手国の居住者である年金基金(注)である場合には、その配当は、源泉地国において免税とされます。

(注)「年金基金」とは、次の(a)又は(b)に規定する者をいいます。

(a) 主として一方の締約国の居住者の利益のために、専ら又は主として、退職年金又は当該一方の締約国の社会保障に関する法令として当該一方の締約国において課税上認められたものに基づく他の退職年金に類する報酬を管理し、又は支給することを目的として、当該一方の締約国内において設立され、かつ、運営される者

(b) (a)に規定する者の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される者。ただし、当該者の実質的に全ての所得が、(a)に規定する者の利益のために行われる投資から取得される場合に限りません。

	我が国の所得税法	条 約
配 当	20%	免税（年金基金受取）
		5%（親子会社間）
		15%（その他）

### 【利子】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対する限度税率は10%とされました。

なお、他方の締約国の居住者である利子の受益者が、①銀行、②保険会社、③関連しない者との取引に係る貸金業又は金融業を継続して営むことによって実質的に総所得を取得する企業、④機械又は設備を販売した企業（信用供与による当該機械又は設備の販売の一環として生じた債権に関して当該利子が支払われる場合に限りま）、⑤上記①から④までに掲げるもの以外の企業で、資金仲介業務を営む企業である場合については、その利子に対する限度税率は4%（その利子が、バックトゥバック融資に関する取決めその他これと経済的に同等の取決めであってバックトゥバック融資に関する取決めに類似する効果を有することを目的とするものの一部として支払われる場合には、その利子に対する限度税率は10%）となります。

- (注) 1 「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無は問いません。）から生じた所得をいいます。特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金を含みます。）及び他の所得でその所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいいます。
- 2 資金仲介業務を営む企業とは、利子の支払が行われる課税年度の直前の3課税年度において、その負債の50%を超える部分が、金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の50%を超える部分が、その企業と関連しない者に対する信用に係る債権から成る企業をいいます。
- 3 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となった債務がその恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、その利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、その利子は、その恒久的施設又は固定的施設の存在する締約国内において生じたものとされます。
- 4 「バックトゥバック融資に関する取決め」とは、特に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、その金融機関がその利子と同等の利子を他の者（その他方の締約国内から直接に利子を受領するとしたならば、その利子に対する限度税率を4%とすることができなくなったとみられるものに限りま。）に支払うように組成される全ての種類の取決めをいいます。

	我が国の所得税法	条 約
利 子	15%（公社債等） 20%（貸付金）	4%（銀行等が受け取る利子）
		10%（その他） ※ 平成29年1月1日から平成30年12月31日までに支払を受けるべきものは15%

### 【使用料】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対する限度税率は、10%とされました。

なお、その使用料が、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用又は使用の権利に対するものである場合は、その使用料に対する限度税率は2%とされました。

- (注) 1 「使用料」とは、①文学上、芸術上又は学術上の著作物（映画フィルム又はフィルム、テープその他画像若しくは音の再生手段を含みます。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程その他これらに類する無体財産権の使用又は使用の権利の対価として受領する全ての種類の支払金、②産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用又は使用の権利の対価として受領する全ての種類の支払金、③産業上、商業上又は学術上の経験に関する情報の対価として受領する全ての種類の支払金をいいます。
- 2 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務がその恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、その使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、その使用料は、その恒久的施設又は固定的施設の存在する締約国内において生じたものとされます。

	我が国の所得税法	条 約
使 用 料	20%	2%（設備の使用等）
		10%（その他）

【適用手続等について】

チリ共和国の居住者が支払を受ける配当、利子、使用料について我が国において租税条約の適用を受ける場合には、最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

**2 租税条約は、源泉所得税について、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。**

租税条約は、我が国の源泉所得税について、**平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 29 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 29 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにおたずねください。



この社会あなたの税がいきている